

## ■ 令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について

# 令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針

## 1 目的

教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり（※1・※2）、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものである。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針」（以下「採択方針」という。）を定めるもの。

### ※1 学校教育法第34条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

### ※2 学校教育法第49条

第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

## 2 採択の基本的な考え方

### (1) 採択の権限

教科用図書の採択とは、学校において使用を義務づけられている教科用図書について、現在発行されている教科用図書の中から具体的に選定することをいい、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと（※3）、公正かつ適正に実施するものとする。

### ※3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

### (2) 採択する教科用図書

令和3年度は、川崎市立学校において令和4年度に使用する教科用図書を採択する。また、採択対象とする教科用図書は文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書とするが、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りとしない（※4）。

### ※4 学校教育法附則第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

### (3) 教科用図書の調査審議

教科用図書の調査審議は、「教科書目録」に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとする。

### (4) 採択の透明化

教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を事前に定め公表するものとする。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものとする。

### (5) 静ひつな採択環境の確保

教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

### (6) 採択地区

ア 小学校及び中学校における採択地区（※5・※6・※7）は1地区とする。

採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
川崎地区	川崎区 幸 区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

イ 川崎高等学校附属中学校、高等学校及び特別支援学校は学校ごとに採択を行う。

#### ※5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ※6 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項

公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

#### ※7 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第16条

指定都市については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

## (7) 採択時期

採択は、令和3年8月31日までに行うものとする(※8)。また、9月1日以後において新たに教科用図書を選定する必要があるときは、すみやかに採択を行うものとする。

### ※8 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

## 3 教科用図書の調査審議

### (1) 教科用図書選定審議会

教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例に基づき川崎市教科用図書選定審議会(以下「審議会」という。)を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。

審議会は、調査研究会からの報告等を参考に調査審議し、全ての教科用図書に関する審議結果を教育委員会へ答申する。

### (2) 調査研究会

小・中学校における調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科ごとに教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。高等学校においては、校内調査研究会により選定候補となったすべての教科用図書に関する内容を調査研究し、校内採択候補検討委員会へ報告する。

### (3) 校内採択候補検討委員会

各高等学校は、校長を長とし、校内とりまとめ担当者を中心とした校内採択候補検討委員会を設置し、各校の教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会へ報告する。

### (4) 校内調査研究会

校内調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科用図書の内容を調査研究し、小・中学校は調査研究会、高等学校は調査研究会及び校内採択候補検討委員会へ報告する。また、特別支援学校及び特別支援学級設置校は、特別支援学校用教科用図書及び附則第9条図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。

### (5) 調査審議の観点

教科用図書の採択に当たっては、教育基本法、学校教育法の理念の実現に向けて、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

## ア 学習指導要領との関連

○学習指導要領の各教科の目標や教育内容の主な改善事項を踏まえているか。

## イ 編集の趣旨と工夫

○編集の趣旨は適切であるか。

○編集上の創意工夫はなされているか。

## ウ 内容

○内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。

○既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。

○社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。

○他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。

○一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

○児童生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

○川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか。

○小中高の学習の連続性を踏まえ、学校間で連携を図れるものであるか。

## エ 構成・分量・装丁

○内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。

○各内容の分量とその配分は適切であるか。

○体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。

## オ 表記・表現

○文章表現や漢字・仮名遣い・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。

○文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。

○文章・図版などの割付けは適切であるか。

## 4 教科用図書の採択手順

### (1) 小学校用教科用図書の採択

小学校用教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択する。

### (2) 中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択

中学校用教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択する。

ただし、自由社の「新しい歴史教科書」については、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、社会（歴史的分野）については調査審議を実施し、採択を行う。採択手順は、別紙「採択の手順フロー図①」のとおり行う。

### (3) 高等学校用教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図②」のとおり行う。

#### ア 教科用図書採択の観点及び採択候補一覧の作成

- i) 校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する。1人しか配置されていない教科については、複数の教科で構成するなどの対応を図る。
- ii) 調査研究会は、各高等学校の全日制・定時制課程で、教科ごとに選任する。
- iii) 校内採択候補検討委員会は、学校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心として組織する。
- iv) 校内調査研究会は、教科用図書採択の観点を作成するとともに、教科ごとに選定候補となる複数の教科用図書について調査研究を行い、調査研究会及び校内採択候補検討委員会に報告書を提出する。発行者が1社のみ教科用図書については、その教科用図書について調査研究を行い、報告書を提出する。
- v) 調査研究会は、選定候補となったすべての教科用図書に関する内容の調査研究を行い、各高等学校の校内採択候補検討委員会へ報告書を提出する。
- vi) 校内採択候補検討委員会は、調査審議の観点を踏まえ、校内調査研究会及び調査研究会の報告書をもとに、教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、教科用図書選定審議会に提出する。採択候補一覧には、採択候補となる教科用図書及び、選定候補として調査研究を行った採択候補以外の教科用図書についての調査研究内容を掲載する。

#### (4) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図③」のとおり行う。

- ア 学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書については、校内調査研究会において調査研究を行い、教科用図書選定審議会に報告書を提出する。
- イ 特別支援学校の高等部で使用する教科用図書については、現在のところ特別支援学校用の文部科学省著作教科用図書及び検定教科用図書も発行されていないため、教育課程について十分検討のうえ、適切な高等学校用検定教科用図書または学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するものとする。
- ウ 学校ごとに使用する教科用図書を採択するものとする。

##### ※9 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

##### ※10 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

##### ※11 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項

公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

## 5 教科用図書展示会

教科用図書の適正採択に資するため、教科用図書の見本を展示する「教科用図書展示会」を開催するものとする（※12）。

##### ※12 教科書の発行に関する臨時措置法第5条

都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

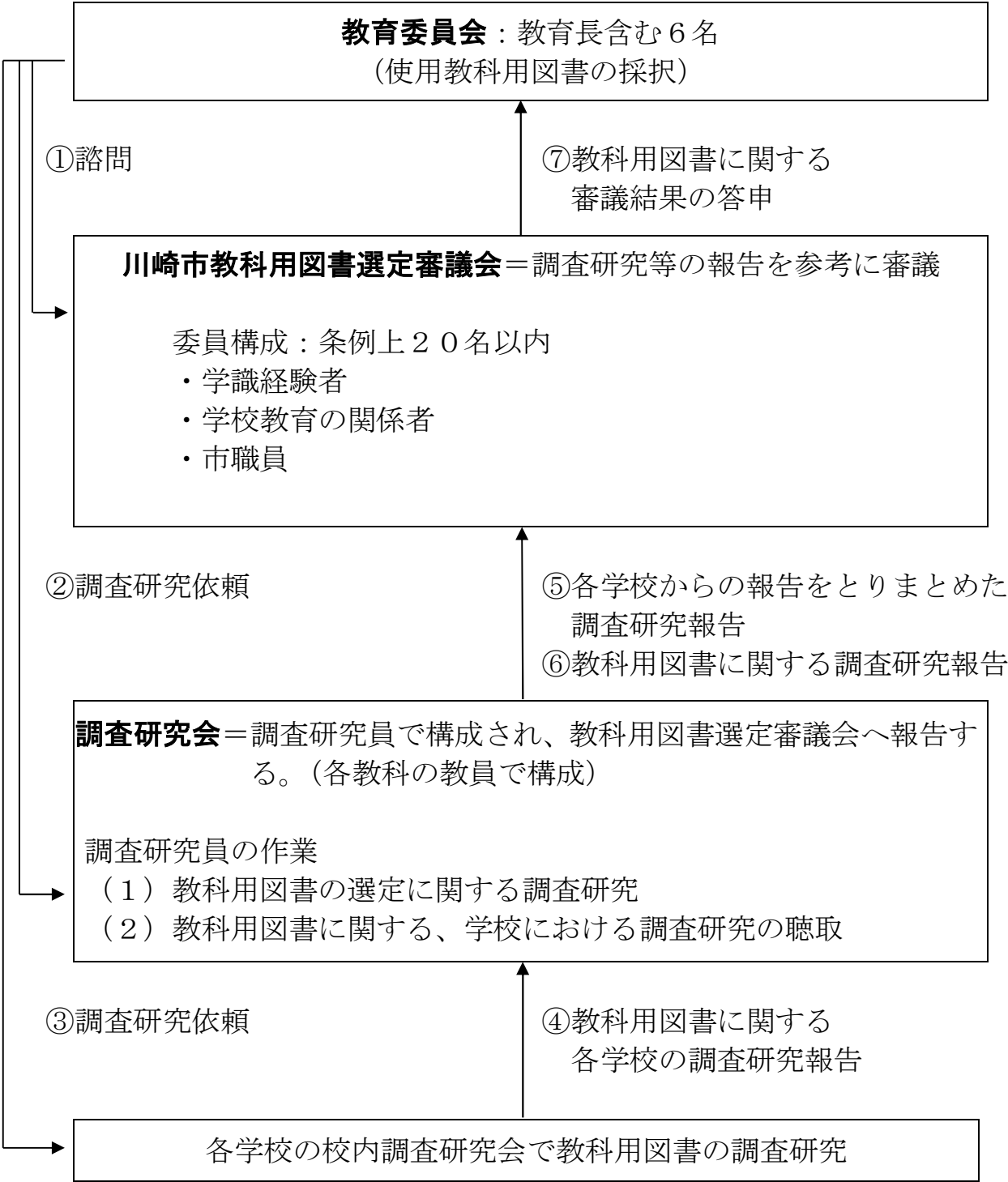
### <開催概要（予定）>

- ① 期 間 令和3年6月11日（金）から8月4日（水）まで
- ② 会 場 【川崎区】川崎市教育文化会館大師分館  
【川崎区】川崎市教育文化会館  
【幸 区】川崎市幸市民館  
【中原区】川崎市教育会館  
【高津区】川崎市総合教育センター  
【宮前区】川崎市宮前市民館  
【多摩区】川崎市多摩市民館  
【麻生区】川崎市麻生市民館  
(開催日時は、各会場によって異なる)

## <会場・日時一覧>

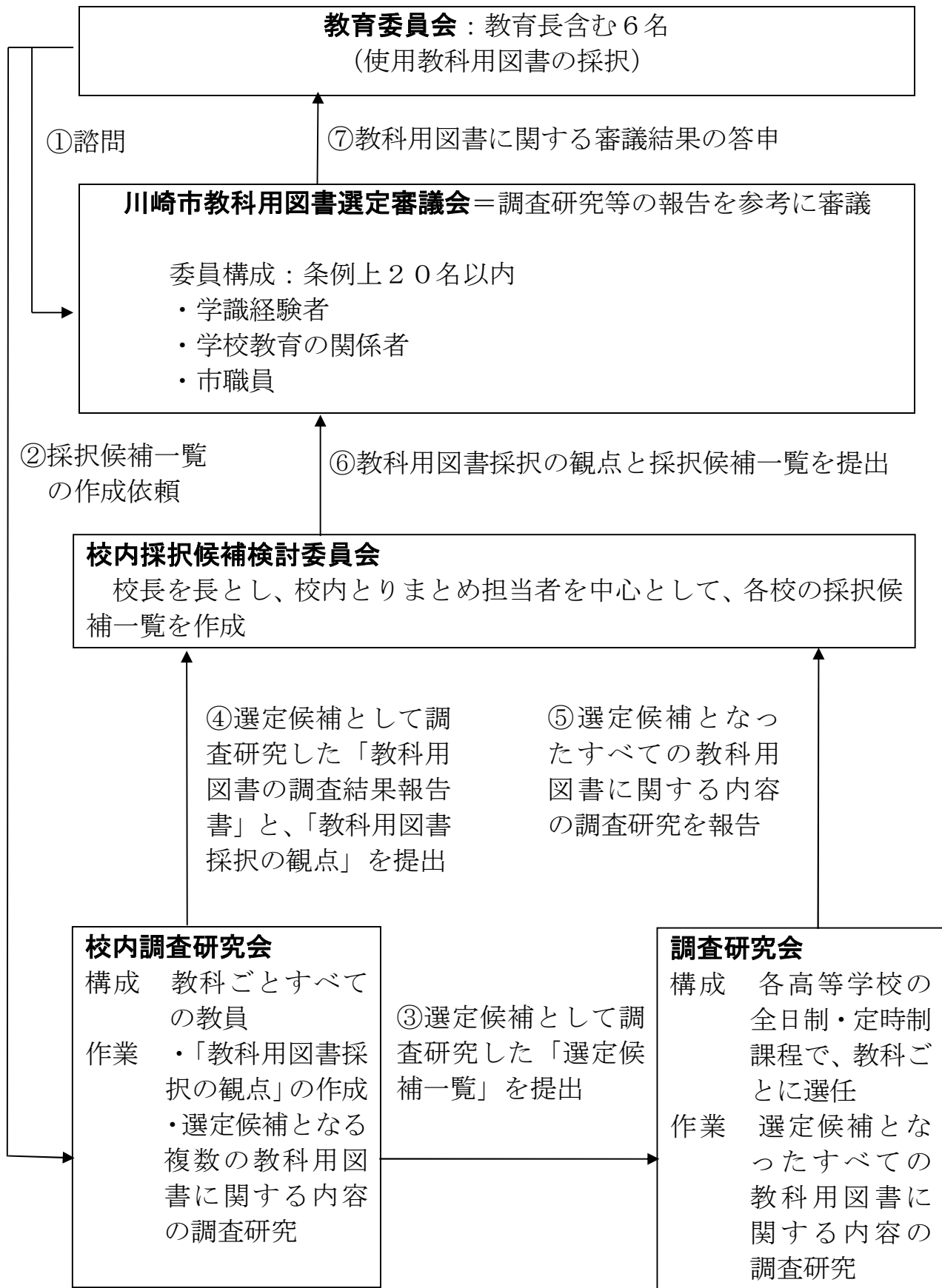
- ・ **川崎市教育文化会館大師分館（プラザ大師）**（川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ2階）  
令和3年6月11日（金）～令和3年6月20日（日）  
午前9時～正午 午後1時～5時
- ・ **川崎市教育文化会館 第6・7会議室**（川崎区富士見2-1-3）  
令和3年7月2日（金）～令和3年7月7日（水）  
午前10時～正午 午後1時～午後6時
- ・ **川崎市幸市民館市民ギャラリー**（幸区戸手本町1-11-2）  
令和3年7月9日（金）～令和3年7月14日（水）  
午前10時～正午 午後1時～午後6時
- ・ **川崎市教育会館**（中原区下沼部1709-4）  
令和3年6月11日（金）～令和3年6月30日（水）（土・日を除く）  
午前9時～正午 午後1時～午後5時
- ・ **川崎市総合教育センター**（高津区溝口6-9-3）  
令和3年6月11日（金）～令和3年6月30日（水）  
午前9時～正午 午後1時～午後6時
- ・ **川崎市宮前市民館市民ギャラリー**（宮前区宮前平2-20-4）  
令和3年7月16日（金）～令和3年7月21日（水）  
午前10時～正午 午後1時～午後6時 ただし、20日（火）は除く
- ・ **川崎市多摩市民館市民ギャラリー**（多摩区登戸1775-1）  
令和3年7月23日（金）～令和3年7月28日（水）  
午前10時～正午 午後1時～午後6時
- ・ **川崎市麻生市民館市民ギャラリー**（麻生区万福寺1-5-2）  
令和3年7月30日（金）～令和3年8月4日（水）  
午前10時～正午 午後1時～午後6時

中学校における教科用図書の採択手順

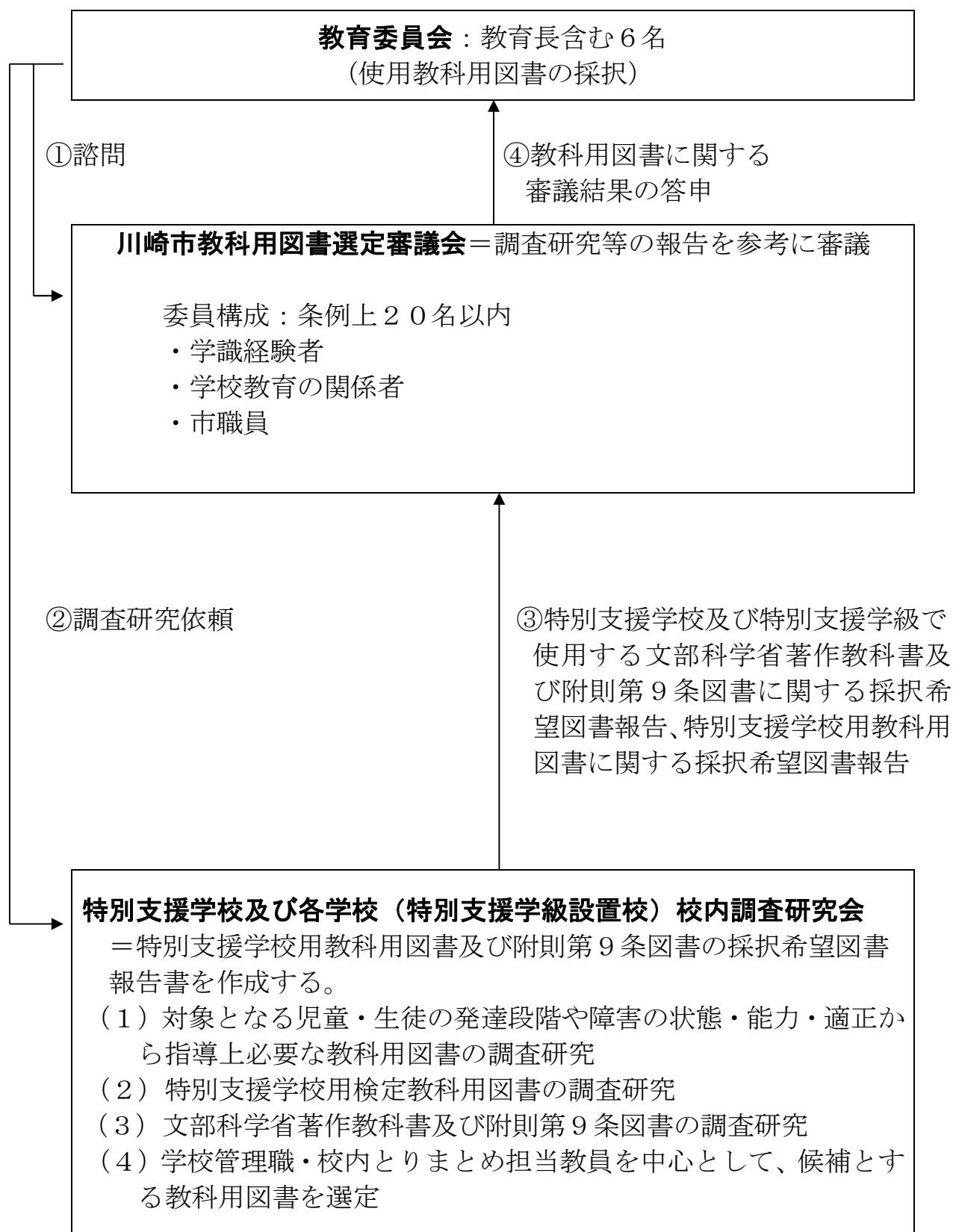




## 高等学校における教科用図書の採択手順



特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順



## 令和3年度 川崎市教科用図書採択スケジュール

月 日	名 称	内 容
4月27日	教育委員会	教科用図書の採択方針・採択に係る諮問
5月～	第1回 川崎市教科用図書選定審議会 (13日)	委嘱状交付、趣旨説明
	調査研究会	委嘱状伝達、趣旨説明
6月～8月	教科用図書展示会	教科用図書の見本の展示 【川崎区】川崎市教育文化会館大師分館 【川崎区】川崎市教育文化会館 【幸 区】川崎市幸市民館 【中原区】川崎市教育会館 【高津区】川崎市総合教育センター 【宮前区】川崎市宮前市民館 【多摩区】川崎市多摩市民館 【麻生区】川崎市麻生市民館 (開催日時は、各会場によって異なる)
7月～	第2回 川崎市教科用図書選定審議会 (19日)	調査審議等
8月	教育委員会	令和4年度使用教科用図書採択

## 令和3年度 教科書展示会 来場者数・アンケート枚数

令和3年8月10日現在

会 場	来場者数	アンケート枚数
総合教育センター	26	11
教育会館	57	61
大師分館(プラザ大師)	33	3
教育文化会館	22	13
幸市民館	51	39
宮前市民館	97	16
多摩市民館	81	101
麻生市民館	123	71
合計	490	315

■ 令和3年度川崎市教科用図書選定審議会各教科別意見等一覧

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
中学校社会科 (歴史的分野)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題意識を持ち、意識を高めて学習に入ることがとても大切である。</li> <li>●教育出版は、章のはじめに問いがあり、ページごとに確認があった。キーワードを元に、字体を表す言語活動にとっても役に立ち、ページごと、節、章ごとに、年表や資料やキーワードを元に解決していくという手順になっているということでした。</li> <li>●自由社は、章の終わりに、大きなまとめがあり、教科書のページのそれぞれのところに小刻みに問いがたてられており、全て通し番号がついている。こまめに考えることができる節や章での問いを解決していく、小さいことを積み重ねられるということも大切だが、大きいスパンでまとめるということも、生徒によって、どちらが得意か、どちらがより力が活かせるか、というところの違いによってくるのではないか。</li> <li>●SDGSは、事例地として川崎が未来都市として扱われているのが教育出版だった。</li> <li>●歴史の学習だが、地理や公民等の関連も大きく入っており、ひとつひとつを深く考えるのも大事だけれども、色々なことと関連付けて考えられることも大切で、それが多面的、多角的な考えとなっていくのではないか。</li> <li>●どちらの教科書も写真が大きく見やすく、子どもたちがひきつけられやすい魅力的なものとなっている。資料の提示方法は社会科においてはとても大切である。</li> <li>●教育出版に二次元コードが入っていた。社会科の資料として、全てを教科書の中に入れることは、かなり厳しいことなので、二次元コード、QRコードの有無が、深い学びに繋がっていき、またそこから新たな課題を見出すきっかけになるので、教科書が立体的になるという面では、二次元コードが入っているほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的認識の違いというのが表れているというのは、否めない印象である。</li> <li>●覚えるための学習ではなく、大きい課題の中で、目標をもって学んでいく、この章では何を学ぶのか、これから何を学んでいくのか、どのような問題を解決していくのか、そういう点では教育出版である。</li> <li>●小学校の接続という面でも、教育出版が優れているのではないか。</li> <li>●自由社は、一時間一時間の課題が示されていて、そこは良い。</li> <li>●事例地として川崎市が取り入れられているという点では、学習を身近に感じることができるという点で、教育出版をあげられる。</li> <li>●高校と同じようにICTの観点から二次元コードのリンクが張られているということも教育出版をあげられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史という教科はどうしてもぶれが出てきてしまうということ。内容について少し受け取り方が違ってくるのではないか。</li> <li>●印象として、教育出版の教科書の方は、正確さというところ、歴史の正確さというところがある。</li> <li>●自由社の方は、歴史に対する姿勢を示しているという感じがした</li> <li>●二つの教科書を比べてみると、例えば近隣諸国への配慮した表記の違いだとか、歴史的な事実の中で、例えば渡来人のことだとか、そういうところの表現が少し真逆なところがあり、切り口とかとらえ方によってちょっと違いがある。</li> <li>●(指導主事から中学校での学び方の説明。単元の中で、問いを冒頭つくっていきながら、子どもが自分で問いを解決していくという流れと、最後に時代を振り返っておさえるという流れを説明)自由社の教科書については、下に年表がついているので、これを見ながら自発的に学んでいけそう。</li> <li>●歴史はどうしても後から追いかけるという形になってきているので、先を振り返るきっかけになるのは、自由社があげられる。</li> <li>●観点の中にSDGSが取り入れられていたが、歴史という教科的に、SDGSはそぐわない気がする。</li> </ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4年度から学習指導要領が変わることから、教科書の形、教科書の編成の変更が大きくあった。</li> <li>●国語では、現行学習指導要領で必履修科目の「国語総合」から、新学習指導要領では、実社会における話し合いや論述等に必要国語の能力の育成を目指す「現代の国語」と、万葉集の時代から近現代につながる我が国の言語文化への理解を深める「言語文化」という必履修科目に変わるが、このことによって、現代国語で論説や実用的な言葉をしっかりと学び、また、古典的なものは文学的なものとして、より理解を深めるために学べるようになる。</li> <li>●家庭科の教科書も編成が大きく変わり、成人年齢が下がったことで、消費者教育等も多く取り入れられているところがよい。クレジットカードも高校生が作れるようになるので、そういった消費者の教育は大切。</li> <li>●社会科は、従軍慰安婦や強制連行などの言葉が入っているところもあるが、ひとつの言葉に引きずられるのではなく、全体を見て、子どもたちに大きな流れを学んでもらうことを考えて教科書を選ぶ必要がある。</li> <li>●学習指導要領が変化する中で、時代によって求められることが変わっていくので、教科書も変わっていくが、高校の教科書は学校の特徴をいかして、目の前にいる生徒の育てたい力をしっかりと見極めて、高校の中でも違う教科書をしっかりと選んでいくということが大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新学習指導要領ということが教科書を見て一目でわかるという改定である。</li> <li>●教科書が変わったから、授業が劇的に変わるという訳ではない。教科目標の変化というものが、教育現場に染み込むには、何年か時間がかかるかもしれない。</li> <li>●各高等学校の採択の観点を見ると、多くの学校が、基礎基本をうたっているという現状があり、そのことに本市の実態を感じていると。</li> <li>●教える教員が、学習指導要領に沿った教育目標に迫っていくということが、時間がかかっても重要である。</li> <li>●指導要領に沿って、調査・探求、身近な現代の課題などが、多く、どの教科書にも取り上げられている。</li> <li>●ICTに対応した二次元コードだが、どの教科書にも載っているが、リンク先、その中身は会社によってまだバラつきがある。コンテンツの方はまだわからないということだと思う。</li> <li>●高等学校はまだGIGA環境が整っていないためネット環境を懸念する声もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭科という教科はプラスアルファという感覚だったが、人生を学ぶという形で、すごくよい授業に感じた。</li> <li>●法律がかわり、高3で成人という形になるので、こういった人生を学ぶような教科を、高1、高2で学ぶという意識が少し薄い、できれば高3で学べるといい。高2から文系、理系に分かれてくる学校も多いので、選択肢のある中で学びということを考えてみると、ちょっと高1でやっているのはもったいない。</li> <li>●二次元コードが教科書に載っているが、授業中にスマホでとるわけにはいかないので、タブレット等を使うと思うが、高校の方はまだ、タブレットが全市立学校にまわっていないので、早急に対応してもらいたい。</li> <li>●二次元コードがついていることで、家庭学習にも繋がっているのではないか。</li> <li>●二次元コードの利用については、各家庭がスマホを持っているということが前提になっていくのではないか。</li> </ul>

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
特別支援学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いくつかの教科書を見る中で、文字を大きくしたりだとか、簡略化したりだとか、要約したりだとかして、子どもたちが見て楽しい、学んでみたいと引き付けるのがすごく大事なのだと感じた。</li> <li>●シールが添付されていたり、折り込みになっていたりだとか、多くの場面で工夫されている教科書があった。色がすごくカラフルにできているが、色の識別が難しい場合もあるので、点字教科書等も必要。</li> <li>●子供たちに必要な教育にふさわしい教科書を選出するのがすごく大事。</li> <li>●保護者の意見としては、検定教科書がほしいと言っているけど、生徒には違う形の教科書が適しているということもある。</li> <li>●例えば家電製品等が載っていて、それを学習するのも、ひとつ時計にあたって、壁時計の丸い時計もあればデジタル時計もある、掃除機も昔の形の掃除機もあれば、今、現代、どんどん製品が変わってきているので、やはり時代に合った教科書にするためには、そのような見せ方もどんどん変えていくというのも大切だ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以前と随分と変わった印象を受ける、漫画的なものも取り入れられていて、子どもが親しみやすいのではないかな。</li> <li>●高校と同じように、課題に実用性を感じる、例えばカレーを作ろうということでは、実際にカレーのレシピが載っていたり、実用性を感じる。</li> <li>●9条本がとても印象に残る、大変わかりやすく丁寧につくってある、ゆっくり学ぶということに適している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●音楽について、支援学校ではピアノ等を弾きながらやっている場合が多いが、ユーチューブ等で見ることができると、著作権の問題もあるが、学校で学んだことを、子どもたちが家庭に帰って聴けるということにつながるのではないかな、学校と家のバリアをなくすということが、子どもたちの学びや楽しみにつながるのではないかな。</li> <li>●教科だけではなくて、学校での作法、所作、学び方も身につく感じがよい。学び方を示すとか、こういった形で記録を残すということが大事。</li> <li>●支援学校のお子さん、表紙はすごく分厚いほうが好きな児童生徒や、ペラペラペラとめくる音が好きな児童生徒がいて、そういった本に触れていくという中でモチベーションに繋がっていくと考える。</li> </ul>
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先生方は、目の前の子どもさんたちをしっかりと見たうえで、調査研究に臨まれて、教科書を選んでいただいているなど感じる。採択にあたっては、現行の教科書検定という制度の中で、各学校の先生方が真摯に子どもたちと向き合いながら、選んでくださった教科書ですので、現場の声を大事にして採択されるのがいいのかなと感じる。</li> <li>●新聞等の報道の中で、歴史認識に関して、非常に議論がなされていたところ。教育委員会の中で教科書を採択していただくときには、一線を引いていただいて、しっかりと、川崎がこれまで大事にしてきたこと目の前の子どもにとって、どんな教科書がふさわしいんだろうか、その点に軸足を置いていただいて、多面的に、そして多角的に、そして公平に公正に、教科書を選んでいただきたい。</li> <li>●政治的な色合いの中で対立軸がいくつか出ていると思うが、それを中心に議論して教科書はどのようのこのという選び方ではなくて、バランスのとれた教科書、子どもたちにとって何がベストなのか、そんな観点を大事にしていただきたい。</li> <li>●現場の先生方が、目の前の子どもの実態を一番わかっている。川崎はどんな子どもたちに育てたいか、どんな教育理念のもと、子どもたちと向き合っているのかということを中心にしながら、現場の先生方の声を大事にしていただきたい。校内の調査研究会、あるいは校内の採択候補検討委員会等で、各学校で真摯に時間をかけながら向き合っていた中で、どんな意見が先生方の中で出てきたのかということも、とても大事である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校の二つの教科書を見ると、こうも違うのかと、特色の違いを感じた。どちらも文科省の検定をとってきたというのには尊重しなければいけない。そのうえで、川崎で大事にしていること、多面的、多角的に、社会科に限ったことではなく、どの教科においても、一面的に見るのではなくて、色々な方向から見ようということが大事なことなので、そういったことを大事にしていける教科書がよいのかなと感じた。</li> <li>●今回、高校の教科書が変わっている。大学の教育改革だとか、あるいは高校教育改革、入試改革のなかで、これまで高校の中で行われてきた、どちらかという暗記中心だとか、覚えるのが中心の教育をどんどん変えていかなければ、今後対応できないということも、新しい学習指導要領の考え方と合わせて、高校の方にも入っていると思う。歴史にかかわらず、いろんなものの中で、いろんな考え方があるということをお互いが認めながら、よりよいものを築いていく、そういうことがこれから非常に重視されてくる。教科書が、あくまでも中立であったり、多面的だったり、多角的なものが見方ができるようであれば、それぞれのものが見方が、お互い認め合うような考え方に進んで行かない。できるだけ川崎の、いままで大事にしてきた教育みたいなものが、高校の教科書の採択においても大切にしてもらえるといい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校の歴史が今回かわるということだったので、私費で購入し保護者委員の何人かと、情報共有しながら読ませてもらったが、教科書を見る時間をより確保してもらいたい。</li> <li>●各教科っていうのは単元ごとにあるわけではなく、根っこで繋がっていると思う。その中で空間的に繋がっているようなものが多いと思う。時間まで含めて繋がっているという、やっぱり歴史って大きな目で見るとそういう部分もあるので、そんな見方が子どもたちができるようになったらいいなと感じた。</li> </ul>

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
全体	<p>●「使用教科用図書採択の観点」のような資料が、すごく充実してきたなど感じる。これをしっかり書かないと、教科書採択ができないのではないかと思う。各学校がしっかりとこれを書いて、そして自分たちは、こんな子どもを育てたいんだと自覚して、教科書を選ぶということは、すごく大事なステップだと思うので、とても、これが充実してきたということは、とってもいいなと思う</p>	<p>●今回の教科書を見ていくうえで、ICT、二次元コード、また、SDGsもも、今の社会の中でとっても大切な部分であり、二次元コードがあれば、SDGsの話題が出ていれば、それでひとつ上の教科書になるのかというと、またそこは違うので、それも吟味しながら、よりよい教科書っていうのを採択していく必要がある。</p>	